

事業費補助金調査票(表)

補助金名	商店街共同施設設置事業等補助金
------	-----------------

担当課	経済部 商工振興企業立地課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	07	01	02	10 - 10
事業名	商店街共同施設設置等支援事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R8 予算額	6,649	千円
R7 予算額	5,415	千円
R6 決算額	5,287	千円
R5 決算額	3,454	千円
R4 決算額	30,781	千円
R3 決算額	4,970	千円
R2 決算額	4,992	千円

事業の趣旨・目的	市内で商業を営む者が組織する団体が実施する共同施設設置及び維持管理に要する経費の一部を補助することにより商店街の環境整備を図り、商業の振興及び市民の利便に資することを目的とする。			補助対象者	【補助対象者】 次の要件を両方満たす商業を営む者が組織する団体 ・5人以上の中小商業者が参加して行うこと ・事業に参加する者の2/3以上が中小商業者であること								
	開始年度	昭和 60 年度			【補助対象経費】 ・設置事業に係る経費 ・装飾街路灯の修繕・撤去に係る経費 ・装飾街路灯の維持管理に係る経費(電気料) ・LED換装に係る経費								
根拠法令等	(市)成田市商店街共同施設設置事業等補助金交付規則 成田国際空港騒音地域における補助金等の特例に関する規則			経費・補助率	【補助率】 ・設置・修繕・撤去は補助対象経費の2/3以内(上限20,000千円、1基につき200千円) LED換装は1基につき8/10以内(1灯式:24千円以内、2灯式:40千円以内) 維持管理は補助対象経費の7/10(騒音化特例地区は9/10)								
留意事項					【国県等の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし								
決算内訳	令和 6 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	成果指標:装飾街路灯数 (単位:基) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>553</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>573</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>595</td> </tr> </tbody> </table>	年度	数値	令和6年度	553	令和5年度	573	令和4年度	595
	年度	数値											
	令和6年度	553											
	令和5年度	573											
	令和4年度	595											
	金額	件数	割合										
全体事業費	7,356	/	/										
うち市補助金	5,287		71.9%										
うち国補助	0	/	0.0%										
うち県補助	0	/	0.0%										
自己負担	2,069	/	28.1%										

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ウ. 地域の経済・産業の振興, 雇用の促進に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる「商工業が活力をもたらすまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	商店街共同施設の維持及び設置を支援することで商店街の活性化を図ることができるため、市民ニーズに適合する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	補助率は1/2以下である	いいえ	近隣で同様の補助制度を実施している自治体は少ないが、商店街共同施設の設置及び維持を支援することで商店街の活性化を図ることができるため、市の施策に合致する。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	はい	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	装飾街路灯数 R6:553基 R5:573基 R4:595基
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	商店街共同施設の設置及び維持を支援することで商店街の活性化を図ることができるため、有効である。
補助対象外経費	補助事業等に直接関わりのない人件費	補助対象外	
	慶弔費及び交際費に係る経費	補助対象外	
	懇親会及び飲食に係る経費	補助対象外	
	慰労を目的とした旅費に係る経費	補助対象外	
	入場料等受益者負担で賄うべき経費	補助対象外	
	団体の資産形成(積立金等)につながる経費	補助対象外	
	その他補助することが適当でない経費	補助対象外	
最終評価	維持継続		
所見	近隣で同様の補助制度を実施している自治体は少ないが、市内商店会等の団体が所有・管理する装飾街路灯の数は多く、市民や観光客に親しまれる魅力ある商店街づくりを進めるため、商店街の環境整備を図り、商業の振興を支援することは必要であることから今後も継続して実施する。		